

(第1号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地
会社の名称
代表者の氏名

大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付申請書
(事業名)

年度における鉄道安全性向上事業に係る大阪市鉄道安全性向上事業費補助金の交付を受けたいので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱(第37条の規定により準用する同要綱)第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
(2) 算出の基礎

2 補助事業の名称、目的及び内容

名称：
目的：
内容：

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

年度の補助事業に関しては、第2号様式の 年度実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。

4 大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第10条に基づく確認事項(確認されましたら、□にチェックを入れてください。)

- 暴力団の利益になるような申請ではありません。
(注意1) 暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
(注意2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めています。

5 その他添付書類

- (1) 国土交通省に提出した補助金交付申請書の写し及び同省に提出した添付書類の写し
(2) 大阪府に提出した補助金交付申請書の写し及び大阪府に提出した添付書類の写し
(3) 工事の施工内容がわかる設計図書等の資料
(4) 事業費の充当財源がわかる一覧表

(第1号の2様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地
会社の名称
代表者の氏名

大阪市鉄道安全性向上事業費補助金増（減）額交付申請書
（事業名）

年度における鉄道安全性向上事業に係る大阪市鉄道安全性向上事業費補助金の増（減）額交付を受けた
いので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第37条の規定により準用する同要綱）第7条の規定によ
り、次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- | | | |
|--------------------|---|---|
| (1) 補助金の額 | 金 | 円 |
| (2) 算出の基礎 | | |
| (3) 既決定補助金の額 | 金 | 円 |
| (4) 今回増（減）額する補助金の額 | 金 | 円 |

2 補助事業の名称、目的及び内容

名称：
目的：
内容：

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

年度の補助事業に関しては、第2号様式の 年度実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。

4 大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第10条に基づく確認事項（確認されましたら、□にチェックを
入れてください。）

暴力団の利益になるような申請ではありません。

（注意1）暴力団排除のため個人情報警察に照会することがあります。

（注意2）暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めています。

5 その他添付書類

- (1) 国土交通省に提出した補助金交付申請書の写し及び同省に提出した添付書類の写し
- (2) 大阪府に提出した補助金交付申請書の写し及び大阪府に提出した添付書類の写し
- (3) 工事の施工内容がわかる設計図書等の資料
- (4) 事業費の充当財源がわかる一覧表

(第2号様式)

年度実施計画(変更)書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位:円)

費目	補助事業計画額				完了予定 期日	備考
	計画額	年度まで (実績)	年度	年度以降		
合計						

(注) 1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類(別添様式)を添付すること。

2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

3 充当財源一覧表

国		
大阪府		
大阪市		
事業者		
合計		

(第2号様式一別添)

年度実施計画経費積算書

(単位：円)

費 目	内 容	積 算 内 訳

(第3号様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付決定通知書
(事業名)

年 月 日付け申請のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金については、次のとおり交付することにしたので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第37条の規定により準用する同要綱）第11条第1項の規定により通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費 円

補助金の額 円

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第12条に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を市長に返還すべき場合が生じたときには、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。

補助事業によって取得した財産は、補助事業完了後においても、平成22年国土交通省告示第505号に定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この通知を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(第3号の2様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金増(減)額交付決定通知書
(事業名)

年 月 日付け申請のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金については、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱(第37条の規定により準用する同要綱)第8条第1項の規定により次のとおり増(減)額交付することにしたので、(同要綱第37条の規定により準用する)同要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	円	(変更前	円)
既決定補助金の額	円	(年 月 日付大阪市指令計第 号)	
今回増(減)額する補助金の額	円		
年間補助総額	円		

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第12条に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を市長に返還すべき場合が生じたときには、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。

補助事業によって取得した財産は、補助事業完了後においても、平成22年国土交通省告示第505号に定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この通知を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(第4号様式)

番 号

年 月 日

様

大阪市長

印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金不交付決定通知書

(事業名)

年 月 日付け申請のあった 年度大阪市鉄道安全性向上費事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市鉄道安全性向上費事業費補助金交付要綱（第37条の規定により準用する同要綱）第11条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(第5号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

補助事業実施計画変更承認申請書

(事業名)

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた大阪市鉄道安全性向上事業費補助事業について、
次のとおり計画変更の承認を申請します。

(添付資料)

年度補助事業実施計画変更書

工事の施工内容がわかる設計図書等の資料

(第6号様式)

番 号

年 月 日

様

大阪市長

印

承認（不承認）書

（事業名）

年 月 日付け申請のあった 年度の補助事業実施計画の変更については、承認する。（不承認とする。）

（不承認の場合の理由）

(第7号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

補助事業実施計画変更届

(事業名)

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、大阪市鉄道安全性向上事業費補助事業について、別紙のとおり計画を変更したのでお届けします。

(添付書類)

年度実施計画変更書

工事の施工内容がわかる設計図書等の資料

(第8号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金
に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書
(事業名)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業について、
大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第37条の規定により準用する同要綱）第13条の規定により、次
のとおり同事業の中止（廃止）の承認を申請します。

記

- 1 補助事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日
 - (1) 中止期間 年 月 日から 年 月 日
 - (2) 完了予定期日 年 月 日

(第9号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付申請取下書

(事業名)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金については、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第37条の規定により準用する同要綱）第14条第1項の規定により、当該交付申請を取下げします。

記

1 補助金交付決定通知書を受けた日 年 月 日

2 取下げ理由

(第 10 号様式)

番 号

年 月 日

様

大阪市長

印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書
(事業名)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を行った 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 15 条第 1 項の規定により次のとおり取消・変更するので、（同要綱第 37 条の規定により準用する）同要綱第 15 条第 4 項の規定により通知します。

記

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(第 11 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

補助事業実施状況報告書

(事業名)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助事業の実施状況について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 17 条の規定により別紙のとおり報告します。

- ・ 第 2 四半期終了後の報告の場合
(別 紙) 補助事業実施状況表 (第 11 号の 2 様式)
- ・ 補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合
(別 紙) 補助事業実施状況表 (第 11 号の 3 様式)
- ・ 補助事業の遂行が困難となった場合
(別 紙) 補助事業実施状況表 (第 11 号の 4 様式)

(第 11 号の 2 様式)

年度補助事業実施状況表

(単位：円)

費目	計画額 A	実績額 B	計画額と の差額 A-B	進捗率 B/A(%)	今後の実績見込み額				備考
					第 四半期	第 四半期	第 四半期	その他	
合 計									

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、変更前の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

(第 11 号の 3 様式)

年度補助事業実施状況表

(単位：円)

費 目	計画額 A	3月末まで の実績見込 額 B	計画額との 差額 A-B	計画額との差額の内訳			備 考
				年度内に完 了しない分	遂行が困難 となった分	そ の 他	
合 計							

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、変更前の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

(第 11 号の 4 様式)

年度補助事業実施状況表

(単位：円)

費 目	計画額 A	年 月 日ま での実績額 B	計画額との差 額 A-B	計画額との差額の内訳		備 考
				遂行が困難 となった分	そ の 他	
合 計						

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、変更前の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

(第 12 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

補助事業完了実績報告書

(事業名)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助事業の完了実績について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 19 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 その他必要事項

(1) 補助金の交付決定額とその積算額

4 添付書類

(1) 事業実績表

(2) 充当財源一覧表

年度事業実績表

(単位：円)

費 目	本年度計画額 A	本年度実績額 B	計画額との差額 A-B	本年度実績 の概要	備 考

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、変更前の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 この報告書に基づき審査を行うので、その際は、経費の支出が確認できる書類の写しを提出すること。

充当財源一覧表

国		
大阪府		
大阪市		
事業者		
合計		

(第 12 号の 2 様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

補助事業精算書

(事業名)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助事業について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余（又は不足）額	金	円

2 添付書類

(1) 事業実績表

(注) 添付書類は第 12 号様式別紙 1 に準ずる。

(第 13 号様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

大阪市鉄道安全性向上事業費補助金の額の確定通知書
(事業名)

年 月 日付け完了実績報告のあった補助事業の実施については、これを認定し、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金の額を次のとおり確定したので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 20 条の規定により通知します。

記

確定補助金額 円

(第 14 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金請求書

(事業名)

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた補助金について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 大阪市鉄道安全性向上事業費補助金額の確定通知額 円
2 請求額 円
3 請求額算出基礎

費 目	計画額	建設等に 要する 資金の額	前回までの 累計額	今回請求額
	(円)	(円)	(円)	(円)

4 振込口座

金融機関名

支店名

預金種目

口座番号

口座名義

(第 15 号様式)

番 号

年 月 日

様

大阪市長

印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付決定取消通知書

(事業名)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を行った 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 23 条第 1 項の規定により交付決定を取り消し、（同要綱第 37 条の規定により準用する）同要綱第 23 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(第 16 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金概算払請求書

(事業名)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、次のとおり概算払いを受けたいので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱（第 37 条の規定により準用する同要綱）第 26 条第 1 項の規定により、請求します。

記

- 1 大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付決定通知額 円
2 概算払請求額 円
3 概算払請求額算出基礎

費 目	計画額	建設等に 要する 資金の額	概算払 可能額	前回までの 累計額	今回概算払予定 額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

4 振込口座

金融機関名

支店名

預金種目

口座番号

口座名義

(第 17 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付申請書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年度大阪市鉄道安全性向上事業を施行したいので、関係書類を添えて補助金の交付を大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 43 条の規定により次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額 金 円

(2) 算出の基礎

2 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

3 補助対象経費の総額及びその内訳

別紙「補助対象経費明細書」のとおり

4 補助事業の着手日及び完了期日

年 月 日～ 年 月 日

5 大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 46 条に基づく確認事項（確認されましたら、□にチェックを入れてください。）

暴力団の利益になるような申請ではありません。

(注意 1) 暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。

(注意 2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めています。

6 その他添付書類

(1) 国土交通省の補助金の交付決定通知書の写し

(2) 生活交通改善事業計画

(注) 補助事業の目的及び内容並びに補助対象事業の完了予定期日は、路線及び整備の種類ごとに記入する。

補助対象経費明細書

1 総括表

- (1) 整備路線名
- (2) 整備の種類
- (3) 補助対象経費の配分

本工事費

附帯工事費

補償費

調査費

計

備考 1. 本表は、路線及び整備の種類ごとに作成する。

2. 整備に伴う資産を購入する場合は、本工事費に記入する。

2 明細書

区 分	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額
				円	円

3 充当財源一覧表

国		
大阪市		
事業者		
合計		

(第 17 号の 2 様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金増（減）額交付申請書
（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

年度における鉄道安全性向上事業に係る大阪市鉄道安全性向上事業費補助金の増（減）額交付を受けた
いので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 43 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額 金 円

(2) 算出の基礎

(3) 既決定補助金の額 金 円

(4) 今回増（減）額する補助金の額 金 円

2 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

3 補助対象経費の総額及びその内訳

別紙「補助対象経費明細書」のとおり

4 補助事業の着手日及び完了期日

年 月 日～ 年 月 日

5 大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 46 条に基づく確認事項（確認されましたら、□にチェックを
入れてください。）

暴力団の利益になるような申請ではありません。

（注意 1）暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。

（注意 2）暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

6 その他添付書類

(1) 国土交通省の補助金の交付決定通知書の写し

(2) 生活交通改善事業計画

(第 18 号様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付決定通知書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け申請のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金については、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 44 条第 1 項の規定に基づき次のとおり交付することに決定したので、同要綱第 47 条第 1 項の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付申請書に記載された鉄道軌道安全輸送設備等整備事業とし、その内容は次のとおりとする。
路線名及び整備の種類
 - 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
補助対象経費 金 円
(内訳別紙のとおり)
補助金の額 金 円
 - 3 補助金の決定額は、交付決定した補助金の額(変更した場合は、変更後の額)と補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。
 - 4 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする場合においては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助対象事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
 - (2) 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
(イ) 補助対象経費の配分を変更しようとする場合(補助金交付申請書別紙補助対象経費明細書の総括表に記載された補助対象経費相互間におけるいずれか低い経費に 3 割以内の額を限度として増減させる場合を除く。)
(ロ) 補助事業の内容を変更しようとする場合及び補助事業間の内容の変更をしようとする場合。
(ハ) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。
 - (4) 補助金の交付の対象となった整備に関する書類を補助事業完了後 5 年間保存しておかななければならない。
 - (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (6) その他、大阪市補助金等交付規則(平成 18 年大阪市規則第 7 号)の規定を遵守すべきこと。
- 5 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この通知を受けた日から起算して 30 日以内に申請の取下げをすることができる。

(第 18 号の 2 様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金増(減)額交付決定通知書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け申請のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金については、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 44 条第 1 項の規定により次のとおり増(減)額交付することにしたので同要綱第 47 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付申請書に記載された鉄道軌道安全輸送設備等整備事業とし、その内容は次のとおりとする。
路線名及び整備の種類
 - 2 補助対象経費及び補助金の額
補助対象経費 円 (変更前 円)
既決定補助金の額 円 (年 月 日付 第 号)
今回増(減)額する補助金の額 円
年間補助総額 円
 - 3 補助金の決定額は、交付決定した補助金の額(変更した場合は、変更後の額)と補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。
 - 4 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする場合においては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助対象事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
 - (2) 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
(イ) 補助対象経費の配分を変更しようとする場合(補助金交付申請書別紙補助対象経費明細書の総括表に記載された補助対象経費相互間におけるいずれか低い経費に 3 割以内の額を限度として増減させる場合を除く。)
 - (ロ) 補助事業の内容を変更しようとする場合及び補助事業間の内容の変更をしようとする場合。
 - (ハ) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。
 - (4) 補助金の交付の対象となった整備に関する書類を補助事業完了後 5 年間保存しておかななければならない。
 - (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (6) その他、大阪市補助金等交付規則(平成 18 年大阪市規則第 7 号)の規定を遵守すべきこと。
- 5 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この通知を受けた日から起算して 30 日以内に申請の取下げをすることができる。

(第 19 号様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金不交付決定通知書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け申請のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 44 条第 3 項の規定により、交付は見送りとなりましたので、同要綱第 47 条第 2 項の規定により通知します。

(不交付の理由)

(第 20 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業計画変更承認申請書

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業
事業について、次の理由により、その内容又は経費の配分を変更したいので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助
金交付要綱第 48 条第 1 項の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 補助事業の内容又は経費の配分を変更する理由
- 2 変更後の補助事業の内容
- 3 変更後の補助対象経費の配分
- 4 その他添付書類
 - (1) 生活交通改善事業計画

(第 21 号様式)

番 号

年 月 日

様

大阪市長

印

承認（不承認）書

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け申請のあった 年度の補助事業実施計画の変更については、承認する。（不承認とする。）

(不承認の場合の理由)

(第 22 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業計画変更届

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、大阪市鉄道安全性向上事業費補助事業について、別紙のとおり計画を変更したのでお届けします。

(添付書類)

- (1) 生活交通改善事業計画
- (2) 補助対象経費明細書

(第 23 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業中止（廃止）承認申請書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

記

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業
事業について、次の理由により、同事業を中止（廃止）したいので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要
綱第 49 条の規定により、承認されるよう申請します。

- 1 事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象経費の支出額内訳

経費の配分	既施行部分額	未施行部分額	計	摘 要
計				

- 3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

(1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 完了予定期日 年 月 日

(第 24 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付申請取下書

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け、 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金については、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 50 条第 1 項の規定により、当該交付申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受けた日 年 月 日

2 取下げの理由

(第 25 号様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を行った 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 51 条第 1 項の規定により交付決定を取り消し(変更し)、同条第 4 項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(第 26 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業実施状況報告書

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年度大阪市鉄道安全性向上事業の実施状況を大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 53 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

記

1 整備路線名

2 整備の種類

区 分	進捗状況	着工期日	完了予定期日	遅延又は遂行困難な理由
本工事費				
附帯工事費				
補償費				
調査費				

備考 1 本表は、路線及び整備の種類ごとに作成する。

2 完了予定月日の（ ）内には当初予定月日を記入する。

(第 27 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業完了実績報告書

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業が完了しましたので、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 55 条第 1 項の規定により、その実績を次のとおり報告します。

記

- 1 補助金の予定金額 金 円
- 2 補助金の交付決定額
- 3 整備完了年月日
- 4 整備の内容の概要
- 5 補助対象経費決算表

(注) 1 補助対象経費決算表は、第 17 号様式の別紙明細書に準ずる。

事業費の充当財源がわかる一覧表を添付すること。

2 経費の支出を確認できる支出件ごとの実績一覧表を添付すること。

(第 28 号様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長

印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金額確定通知書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け完了実績報告のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金については、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 56 条の規定に基づき次のとおりその額を確定したので、同条の規定により通知する。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額

円

(第 29 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金請求書

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた補助金について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 57 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

記

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 大阪市鉄道安全性向上事業費補助金額の確定通知額 | 円 |
| 2 請求額 | 円 |
| 3 請求額算出基礎 | |

費目	計画額	今回請求額
	(円)	(円)

4 振込口座

金融機関名

支店名

預金種目

口座番号

口座名義

(第 30 号様式)

番 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付決定取消通知書
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を行った 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金について、大阪市鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱第 59 条第 1 項の規定により交付決定を取り消し、同条第 3 項の規定により通知します。

(交付決定取消しの内容)

(交付決定取消しの理由)

(第 31 号様式)

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

会社の名称

代表者の氏名

年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金に係る消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった 年度大阪市鉄道安全性向上事業費補助金
に係る補助対象事業の消費税について、以下のとおり報告します。

記

1 補助金の額	円
2 補助金の額のうち消費税相当額	円
3 2のうち仕入控除の対象とならなかった額	円
4 補助金返還相当額 (2の額から3の額を差し引いた額)	円

注) 別紙として確定申告書等を添付することとする。